

大分県報

平成二十九年
第二八七一号
四月十一日

（火曜日）

目次

告示

大分県低入札価格調査実施要領の一部改正……………一
 道路区域の変更（三件）……………一
 道路の供用開始（三件）……………二
 公 告……………三
 基本測量の実施……………三
 公共測量の終了……………三

○告 示

大分県告示第二百五十六号
 大分県低入札価格調査実施要領（平成十二年大分県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四の(一)の(1)中「百分の九十五」を「百分の九十七」に改める。
 第五の表直接工事費の項中「八十五%」を「八十七%」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

大分県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道五〇〇号	宇佐市安心院町檜本字二多田一〇六番四から 宇佐市安心院町檜本字堂園一〇六番四まで	前	メートル 九・三 六・九	メートル 一五八・〇
		後	一七・六 九・七	一五八・〇

大分県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道三重弥生線	佐伯市本匠大字波寄字宇戸口一五九七番地先から 佐伯市本匠大字波寄字古ヤシキ一〇七二番二まで	前	メートル 三三・三 四・六	メートル 二八〇・〇
		後	四七・四 一三・一	二八〇・〇
佐伯市本匠大字波寄字川平二〇二六番二地先から	佐伯市本匠大字波寄字古ヤシキ一六八六番まで	前	一四・九	一五〇・五
		後		

		佐伯市本匠大字波寄字高山二二一九番二地先まで 佐伯市本匠大字波寄字川平二〇二五番から 佐伯市本匠大字波寄字高山二二一九番二まで		後	一三六・一 ）九・八	一五〇・五
		速見郡日出町大字川崎字東岡五〇九一番一〇から 速見郡日出町大字川崎字射場五〇二九番一まで		前	二三・六 ）一三・五	二五一・〇
		速見郡日出町大字川崎字東岡五〇六〇番四から 速見郡日出町大字川崎字射場五〇二九番一まで		後	二四・〇 ）一六・八	二五一・〇
大分県告示第二百五十九号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十九年四月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年四月十一日						
		大分県知事 広 瀬 勝 貞				
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長		
県道六種緒	豊後大野市緒方町馬背畑字六道一 二四六番一地先から	前	三三・六 ）九・八	八四・〇		
県道六種緒	豊後大野市緒方町徳田字水口上四二三番四から 豊後大野市緒方町徳田字七足尻四七二番三地先まで	後	一四・五 ）七・三	八二・〇		
県道六種緒	豊後大野市緒方町徳田字水口上四二三番四から 豊後大野市緒方町徳田字七足尻四七二番三地先まで	前	六〇・〇 ）四・五	八二・〇		
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日				
県道六種緒方線	豊後大野市緒方町馬背畑字六道一二四六番一 地先から 豊後大野市緒方町馬背畑字六道一二七六番三	平成二九年四月十一日				
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日				
県道六種緒方線	豊後大野市緒方町馬背畑字六道一二四六番一 地先から 豊後大野市緒方町馬背畑字六道一二七六番三	平成二九年四月十一日				
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日				
一般国道五〇〇号	宇佐市安心院町榎本字二多田一〇一〇番二から 宇佐市安心院町榎本字堂園一〇五五番四まで	平成二九年四月十一日				
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日				
一般国道五〇〇号	宇佐市安心院町榎本字二多田一〇一〇番二から 宇佐市安心院町榎本字堂園一〇五五番四まで	平成二九年四月十一日				
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日				
大分県告示第二百六十一号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十九年四月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年四月十一日	大分県知事 広 瀬 勝 貞				

まで

大分県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道日出真那井杵築線

速見郡日出町大字川崎字東岡五〇六〇番四から速見郡日出町大字川崎字射場五〇二九番一まで

平二九・四・一一

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成二十九年四月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報修正）

二 作業の地域

県内全域

三 作業の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年四月十一日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

- 一 作業の種類
公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量二工区）
- 二 作業の地域
大分市大字横尾の一部
- 三 作業の終了日
平成二十九年三月二十四日

平成二十九年四月十一日

大分県報（告示・公告）